



署 長	副 署 (次)長	課 長	代 理	主 任	係
--------	----------------	--------	--------	--------	---

軽自動車 軽以外

第1号の2様式(第3の2(1)関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿 千 ( - )</p> <p>住所</p> <p>申請者 ( ) 局 番</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 警察署長 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">印</span></p>			

収入証紙貼付

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。))。
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 注意 1 登録時には、証明の日から概ね1か月以内の証明書提出が求められます。
- 2 申請代理人として、委任状等により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。
- 3 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。(※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金)

保管場所	所有区分	取容可能台数	現 有 車 両	申 請 車 両	1 新規	申請自動車の登録番号	連絡先 (代理人) 電話番号	代理権
	1 自己単独	台	1 あり 大型 中型 普通		2 買替	旧車台番号 (買替の場合)		1 有
	2 他人		2 なし		3 増車	2 無		
3 共有								



